

○久喜市表彰規則取扱要綱

平成22年9月8日

告示第479号

(趣旨)

第1条 この告示は、久喜市表彰規則(平成22年久喜市規則第247号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 規則第2条各号に定める表彰の対象となるものの基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第2条第1号 地方自治の振興に通算5年以上寄与し、功労顕著なもの
 - (2) 規則第2条第2号 農業、商業、工業その他の産業に通算5年以上従事し、優良な業績を収めたもの
 - (3) 規則第2条第3号 防災の活動に通算5年以上従事し、功労顕著なもの
 - (4) 規則第2条第4号 交通安全又は防犯の活動に通算5年以上尽力し、功労顕著なもの
 - (5) 規則第2条第5号 環境の保全又は創造に通算5年以上尽力し、功労顕著なもの
 - (6) 規則第2条第6号 保健衛生の改善又は向上に通算5年以上尽力し、功労顕著なもの
 - (7) 規則第2条第7号 福祉の向上に通算5年以上寄与し、功労顕著なもの
 - (8) 規則第2条第8号 児童又は青少年の健全育成に通算5年以上尽力し、功労顕著なもの
 - (9) 規則第2条第9号 教育、文化又はスポーツの活動において著しい成績を収めたもの又はその振興に通算5年以上寄与したもの
 - (10) 規則第2条第10号 災害時にあって、その防護又は復旧に力を尽くしたもののその他の善行が特に優れ、他の模範となるもの
 - (11) 規則第2条第11号 公共のために50万円以上の金品を寄附したもの
 - (12) 規則第2条第12号 その功績顕著なもの又は市の発展に寄与したもの
- 2 規則第4条第1項に規定する特別表彰の対象は、国際的又は全国的にその技能、知識等が高く評価され、その功績が顕著なものとする。
- 3 規則第9条に規定する感謝状の授与の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 公共のために10万円以上の金品を寄附したもの
 - (2) 公共のために土地を提供したもの又は公共用地の取得に際し、力を尽くしたもの

(3) その他市長が認めるもの

(表彰の推薦)

第3条 規則第3条第1項の規定による推薦は、表彰推薦書(様式第1号)を提出して行うものとする。

2 規則第3条第2項の規定による推薦は、推薦されるものの事績及び規則第7条に規定する欠格事由を正確かつ詳細に調査の上、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 個人の場合 表彰推薦書(個人用)(様式第2号)及び被推薦者の状況が分かる資料

(2) 団体の場合 表彰推薦書(団体用)(様式第3号)及び被推薦団体の状況が分かる資料

(調査の依頼)

第4条 市長公室秘書課長(以下「秘書課長」という。)は、規則第3条第1項の規定により推薦があったときは、功績内容の事務を所掌する所属長(規則第3条第2項に規定する所属長をいう。以下同じ。)に対して、必要な調査を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた所属長は、推薦されたものの事績及び規則第8条に規定する欠格事由を正確かつ詳細に調査の上、市長に推薦するか否かを判断し、秘書課長に回答するものとする。

3 所属長は、市長に推薦することが適当と判断したときは、前条第2項の規定により、市長に推薦するものとする。

(決定の通知)

第5条 規則第3条第1項の規定により推薦をされたものの同条第3項の通知は、表彰決定通知書(様式第4号)により市長が行うものとする。

2 規則第3条第2項の規定により推薦されたものの同条第3項の通知は、前条第3項の所属長に対し、秘書課長が口頭により行うものとする。

(表彰台帳)

第6条 秘書課長は、表彰台帳(様式第5号)を備え、表彰に関し必要な事項を記録しておかなければならない。

2 秘書課長は、表彰を辞退したもの及び推薦されたが表彰されなかったものについて表彰台帳に記録し、必要な事項を備考に記録しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 表彰の基準となる第2条第1項第1号から第9号までの期間の算定にあたっては、平成22年3月22日をもって廃止された久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町において同項第1号から第9号までの表彰の基準となる期間を、この告示の適用を受けることとなったものの期間とみなして通算する。
- 3 平成22年3月23日からこの告示の施行の前日までににおける表彰の基準となる第2条第1項第1号から第9号までの表彰の基準となる期間を、この告示の適用を受けることとなったものの期間とみなして通算する。

附 則 (平成29年11月6日告示第497号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月26日告示第121号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

表彰推薦書

年 月 日

久喜市長 あて

(推薦者)

住所.....

氏名又は団体名.....

次のものは、久喜市表彰規則第2条の規定に該当し、表彰することが適当と認められますので推薦いたします。

ふりがな		
氏名又は団体名		
ふりがな		
※1 団体代表者職氏名	職名	氏名
現住所又は所在地		
※2 推薦の理由		
※3 功績内容		
功績等期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)	

※1 団体の場合のみ記入すること。

※2 久喜市表彰規則第2条各号の中から該当するものを記入すること。

※3 功績内容には、具体的事実を詳細に記載すること。

様式第2号(第3条関係)

表彰推薦書(個人用)

久 第 号
年 月 日

久喜市長 様

(推薦者職氏名)
.....

次のものは、久喜市表彰規則第2条の規定に該当し、表彰することが適当と認められますので推薦いたします。

ふりがな	
氏名	
現住所	
表彰の理由	久喜市表彰規則 第2条第 号に該当
表彰の区分	表彰状 感謝状 (どちらか一方を○印で囲むこと。)
功績内容	
在職期間	年 月 日～ 年 月 日 (年間)
参 考	表彰文例
	希望表彰日

注1 氏名は、戸籍の字画どおり記載すること。

2 功績内容には、具体的事実を詳細に記載すること。

様式第3号(第3条関係)

表彰推薦書(団体用)

久 第 号
年 月 日

久喜市長 様

(推薦者職氏名)
.....

次のものは、久喜市表彰規則第2条の規定に該当し、表彰することが適当と認められますので推薦いたします。

ふりがな		
団 体 名		
ふりがな		
代表者職氏名		
所 在 地		
表彰の理由	久喜市表彰規則 第2条第 号に該当	
表彰の区分	表彰状 感謝状 (どちらか一方を○で囲むこと)	
功 績 内 容		
参 考	被表彰者名	団体名のみ 代表者名有 (一方を○で囲むこと)
	表 彰 文 例	
	希望表彰日	年 月 日

注 功績内容には、具体的事実を詳細に記載すること。

様式第4号(第5条関係)

表彰決定通知書

久 第 号
年 月 日

(推薦者)
住所.....
氏名又は団体名.....様

久喜市長



年 月 日付けで提出された表彰推薦書について、久喜市表彰規則に基づき内容を調査した結果、次のように決定いたしましたので通知します。

次のものを「表彰します・表彰することを見送ります」

ふりがな	
被推薦者の 氏名又は団体名	
功 績 内 容	

理 由	
-----	--

様式第5号(第6条関係)
年度

表 彰 台 帳

番号	氏名 (団体名)	住所	生年月日	役職名等	表彰の理由 規則第2条各号	表 彰 年月日	表彰文	副賞	備考
					号				
					号				
					号				
					号				
					号				

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第5条関係)

様式第5号 (第6条関係)